

加賀市ガーデンシティ推進団体資材提供実施要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、市民や地域が主体となった花や緑があふれるまちづくり活動を推進するため、加賀市ガーデンシティ推進団体支援実施要綱第2条に定める加賀市もてなしガーデナー（以下「もてなしガーデナー」という。）に対して、花苗、球根、草花の種子、苗木（以下「花苗等」という。）及び園芸資材等を提供し、市内の道路、公園、緑地、地域等における緑化活動を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援対象活動）

第2条 支援の対象となる緑化活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当する敷地に設置する花壇又はプランター等（以下「花壇等」という。）において、花苗等の植付けや播種又は草花や樹木の維持管理を行うものとする。ただし、対象活動の敷地は、原則として、他のもてなしガーデナーと重複しないこと。

- (1) 道路、公園、緑地等の公共の用に供する敷地
 - (2) 道路に面する敷地で、道路から容易に視認できる部分
 - (3) その他、市長が適当と認める敷地
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象活動としない。
- (1) 所有権、地上権その他の権利を有しない敷地又はこれらの権利を有する者から花壇等の設置及び花苗等の植付けや播種又は草花や樹木の維持管理について、承諾等を得ていない敷地で緑化活動を行う場合
 - (2) 花壇等の設置及び花苗等の植付けにより交通の支障となるおそれがある場合
 - (3) 営利的、宗教的若しくは政治的な宣伝又は活動を意図するものと認められる場合
 - (4) 本市から同様な支援を受けている場合又は受ける見込みがある場合
 - (5) その他、市長が花壇等の設置及び花苗等の植付けや播種を不適当と認める場合

（提供資材）

第3条 提供する花苗等及び園芸資材等（以下「提供資材」という。）は、別に定める「提供資材一覧」によるものとする。

- 2 提供資材の数量は、前条第1項第2号に規定する敷地の場合は植付けする数量の2分の1以内とする。ただし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める数量を限度とし、予算の範囲内で補助する。
- 3 提供する時期は、春と秋の年2回を基本とする。

（提供資材の運搬）

第4条 提供資材の受け渡し場所は、市長が指定し、対象活動の敷地までの運搬は、申請者が行うものとする。

（支援の申請）

第5条 支援を受けようとするもてなしガーデナーの代表者（以下「申請者」という。）は、加賀市もてなしガーデナー支援資材提供申請書（様式1）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（支援の決定）

第6条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めたときは支援の決定をし、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の支援の決定にあたり、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不適当と認めたときは理由を付して申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 支援を受けた者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 提供資材は、適切に維持管理すること。

(2) 提供資材を他人に譲渡したり、申請した場所以外に設置や植付けをしないこと。

(3) 提供資材の設置や植付けにあたっては、周辺環境に充分配慮し、土地所有者や管理者、周辺住民等とのトラブルがないよう努めること。また、問題が生じた場合には、支援を受けた者の責任において解消すること。

(4) 提供資材の設置や植付けを中止した場合には、速やかに市長に届け出ること。

（完了報告）

第8条 支援を受けた者は、対象活動が完了した後、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（完了報告書の審査等）

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかに現地での確認を行うものとする。

2 市長は、前項の確認の結果、支援を受けた者が実施した緑化活動の内容が申請書の内容及び支援の決定にあたり付した条件に適合していないと認めたときは、支援を受けた者に対し、これに適合するよう指導するものとする。

（提供の中止及び返還命令）

第10条 次の各号の内容に該当する場合は、市長は、支援を受けた者に対して、提供資材の購入に要した費用の返還を求めることができる。

(1) 申請内容に虚偽があった場合

(2) 前条第2項の規定による指導後も申請書の内容及び支援の決定にあたり付した条件に適合させない場合

(3) 第7条に掲げる事項に違反した場合

(4) その他、悪質と認められる行為があった場合

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

提供資材一覧

対象活動 の敷地 提供資材	民有地	公共用地
花苗	1 m ² あたり 5 苗 1 申請につき最大 100 苗	1 m ² あたり 10 苗 1 申請につき最大 200 苗
その他緑化活動に 必要な資材	協議の上、決定する。	

備考

- 1 対象活動の敷地面積に 1 m²未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた面積とする。
- 2 プランターは、1 個あたり 0.3 m²で換算する。
- 3 対象活動の敷地が公共用地の場合は、協議の上、数量を変更することができる。
- 4 もてなしガーデナーが有償で管理している公共用地で対象活動を行う場合、提供資材の数量は民有地の規定を適用する。